

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月18日
条例の題名	三重県漁港管理条例	公 布 日	昭和38年12月27日
条例番号	昭和38年三重県条例第63号	直近改正日	平成15年3月17日
所管部局課	農林水産部水産基盤整備課	電 話 番 号	059-224-2598
条例の概要	漁港漁場整備法第26条の規定に基づき、県が管理する漁港の維持管理に関し必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	財産管理 型 法執行型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	漁港漁場整備法では、漁港管理者は漁港管理規程を定め、これに従い漁港の維持、保全及び運営その他の維持管理の責に任ずるとされている(同法第26条、第34条第1項及び第2項)。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	漁港は漁港管理者である三重県が管理する必要がある(漁港漁場整備法第25条)。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)	はい	県が管理する漁港の適正な維持管理を行うため、漁港漁場整備法第26条に定められた規程により当該漁港を管理する必要がある。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	漁港漁場整備法第26条
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)	はい	法令に規定されている模範管理規程(条例)を手本としているため。
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	いいえ	第14条の規定による占用料金の徴収について、運用を見直す。
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	地方自治法第244条の2第1項において、地方公共団体は公共施設である漁港を条例にて管理する必要があり、法に定められた模範管理規程にならっているため一部でも廃止した場合は行政運営に支障が生じると考える。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	漁港を管理するマニュアルとしての必要な条項である。
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	利用者から徴収している。
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	漁港を利用する者は、条例に従う必要がある。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	
その他	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし	
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	

点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
		現在の規定は、要件のいずれも満たし、改正の必要がないと考える。		無	無